

## 物品調達的一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記のとおり物品調達の入札を実施しますので、参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に關係書類を添付のうえ提出してください。

### 記

1. 件 名 児童生徒用机・椅子の購入
2. 納入場所 市内各小・中学校
3. 納入期限 令和 6 年 7 月 3 1 日（水）
4. 調達物品 別紙仕様書のとおり

### 5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）の大分類「家具・什器」に登録している者
- (2) 市川市内に本店を有する者
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
  - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
  - エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外を受けている者
  - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
  - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
  - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

### 6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和 6 年 5 月 1 6 日（木）から令和 6 年 5 月 2 2 日（水）まで  
（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 申請時間 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、5 月 2 2 日（水）のみ午後 3 時まで）

- (3) 提出先 市川市 管財部 契約課 用度グループ（市川市八幡1丁目1番1号）  
電話047-712-8594
- (4) 提出方法 持参または郵送により提出  
ただし郵送については、郵便記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、  
特定記録郵便、レターパックに限る）とし、かつ申請期間に必着のこと。  
申請期間内に到着しない場合は無効とする。
- (5) 提出書類等  
ア 市川市一般競争入札参加申請書（指定用紙）  
イ 誓約書（指定用紙）  
ウ 特定関係調書  
※ 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）において、「特定関係にある会社同士の 入  
札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登  
載者がいる場合のみ提出
- ※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）  
を記載すること。
- ※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又  
は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、  
その旨を直ちに市川市管財部契約課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成  
した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写  
しを入札開始時刻までに提出すること。
- ※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。  
(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>)
- (6) 入札参加資格の有無  
ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和6年5月27日（月）午後5時まで  
に電話連絡し、後日その理由書を送付する。  
イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和6年5月27日（月）午後5時まで  
に「一般競争入札参加資格者証」（以下「参加資格者証」という。）を送付する。  
※ 「委任状」及び「入札書」（入札後直ちに行う再度の入札に備えて2枚必要）は市川市  
ホームページからダウンロードすること。  
(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>)

## 7. 質疑について

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市管財部  
契約課へ持参、電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、質疑がない場合は提出し  
ないものとする。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1111000091.html>)

### ア 質疑提出期間

令和6年5月16日（木）から令和6年5月22日（水）午後3時まで

### イ 質疑提出先 市川市 管財部 契約課 用度グループ

メールアドレス [keiyaku2@city.ichikawa.lg.jp](mailto:keiyaku2@city.ichikawa.lg.jp)

FAX番号 047-712-8697

### ウ 質疑回答日 令和6年5月27日（月）までに質疑者に対し、電子メールまたは FAXで回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対  
し、参加資格者証と併せて送付するものとする。

## 8. 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月29日（水）午前10時15分
- (2) 場所 市川市役所第1庁舎 5階 会議室1（市川市八幡1丁目1番1号）

## 9. 入札保証金

- (1) 入札に参加する者の見積もる入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期間内に当該保証保険証券を契約課へ提出することで入札保証金の納付を免除するものとする。この場合の保証期間は入札日から1か月後（起算日は入札日）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間 参加資格者証受領時から入札時刻前まで

イ 場所及び方法 市川市管財部契約課へ持参により提出すること。

ウ 注意事項 入札保証金を現金で納める場合は、入札前日までに契約課へ連絡すること。
- (2) 前項の規定に係わらず、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除するものとする。

ア 過去2年間に本市、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。

イ 令和4年4月1日から申請日までに本市と物品（千葉県電子自治体共同運営協議会が定める「入札参加資格審査申請マニュアル」の物品の「営業種目」に記載されたもの）にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者。

※上記(2)アに該当する場合は、履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを申請期間内に市川市管財部契約課へ提出すること。

## 10. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無
- (3) 概算払 無

## 11. 最低制限価格の設定 無

## 12. 内訳書（任意様式）の提出 有

内訳書の提出が「有」の場合は入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となる。（入札後直ちに行う再度の入札では不要とする。）

## 13. 入札金額の記載方法

- (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 14. その他の入札必要事項

- (1) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人

又は復代理人が記名、押印すること。

- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

## 15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

## 16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
  - ・ 記名押印のない入札書
  - ・ 入札金額を訂正した入札書
  - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
  - ・ 要領を知得することができない入札書
  - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
  - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

## 17. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券）を納付すること。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

## 18. 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が5. に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

19. その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

20. 問い合わせ先

市川市 管財部 契約課 用度グループ

電話番号 047-712-8594

FAX番号 047-712-8697